

## 鳥獣被害対策に係る研修会事業業務委託 企画プロポーザル公募要領

双葉地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が実施する鳥獣被害対策に係る研修会事業（以下「本事業」という。）を行うための提案を導く企画を募集し、最も優れた1社に業務を委託するため企画プロポーザル公募を実施する。

### 1 業務の内容

#### (1) 委託業務名

鳥獣被害対策に係る研修会事業業務委託

#### (2) 業務の仕様等

双葉郡におけるイノシシ等鳥獣被害対策のための研修会の開催  
詳細は別紙仕様書のとおり

#### (3) 業務委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

#### (4) 委託限度額（見込み）

22,734,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加条件

本企画プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 本公募要領に示した業務に類似する業務を受注した実績があること。
- (2) 本公募要領に示した業務を執行する体制が万全であり、期日を遵守し確実に履行できる能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立をしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立をしている団体若しくは申立がなされている団体にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。
- (5) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (6) 募集開始から本プロポーザル審査会の日までに組合から指名停止を受けていない団体であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 本業務に係る打合せ等に迅速に対応できること。

### 3 公募要領等の入手方法

本公募要領等については、組合のホームページからダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

### 4 質問等の受付

質問については、次により受け付けます。

#### (1) 受付期間

平成30年3月12日（月）から平成30年3月20日（火）17時00分まで（必着）

#### (2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、組合に電子メール（※）により送付してください。

また、電子メールによる質問書の件名は「【質問書】鳥獣被害対策に係る研修会事業業務委託」とし、電子メールで送付するとともに送付した旨を組合まで電話（0240-22-3333）でお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

（※）fukko\_s@futaba-koiki.jp

#### (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、組合ホームページに平成30年3月22日（木）公表します。

なお、個別の回答は行いません。

### 5 参加届出書の提出【必須】

#### (1) 受付期間

平成30年3月12日（月）から平成30年3月28日（水）17時00分まで（必着）

#### (2) 提出方法

鳥獣被害対策に係る研修会事業業務委託企画プロポーザル参加届出書（第2号様式）により、組合まで持参又は郵送をしてください。なお、電子メールによる提出は認めません。

※持参による提出の受付期間は月曜日から金曜日の9時00分から17時00分までとします。（ただし、平成30年3月21日（水）を除く。）

### 6 企画提案書等の提出【必須】

#### (1) 提出期限

平成30年4月4日（水）17時00分まで（必着）

#### (2) 提出方法

提出書類を組合まで持参又は郵送してください。なお、電子メールによる提出は認めません。

※持参による提出の受付期間は月曜日から金曜日の9時00分から17時00分までとします。（ただし、平成30年3月21日（水）を除く。）

### (3) 提出書類

下記書類を期限内に提出してください。

- ア 鳥獣被害対策に係る研修会事業業務委託企画プロポーザル応募申込書(第3号様式)
- イ 企画提案書及び業務実施スケジュール(様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする。)
- ウ 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする。)
- エ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- オ 法人等概要書(第4号様式)と直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況がわかるもの)
- カ 業務実施体制書(第5号様式)
- キ 担当者経歴書(第6号様式)
- ク 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)
- ケ 登記事項証明書(応募申込書等を提出した日から3か月以内のもの)
  - ※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- コ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第7号様式)

### (4) 提出部数

- ア～エ 7部(正本1部、副本6部) ※第3号様式の正本には代表者印を押印してください。
- オ～コ 1部(正本1部)

## 7 企画提案書の記載内容

企画提案書には仕様書に基づき、次の事項に注意して作成をしてください。

- (1) 鳥獣被害対策に係る研修会を円滑且つ着実に遂行できる具体的な提案を行ってください。
- (2) 企画提案書には、イメージ図を添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めてください。

## 8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 企画プロポーザル審査会に参加しなかった場合
- キ 本公募要領に違反すると認められた場合
- ク その他、組合が予め指示した事項に違反した場合
- ※ 失格又は無効の有無については、平成30年4月6日(金)に応募者へ書面及び電話により個別に連絡します。

(2) 複数提案の禁止

企画プロポーザル応募者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

企画プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、鳥獣被害対策に係る研修会事業業務委託企画運營業務企画プロポーザル応募申込書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

9 企画プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、組合は企画プロポーザル審査会により、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。（審査基準は下記参照）

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

- ・日時 平成30年4月11日（水） ※ 時間は別途通知します。
- ・場所 双葉地方広域市町村圏組合 会議室  
（福島県双葉郡富岡町小浜553-1 双葉地方会館）

イ 所要時間

20分以内の説明と10分以内の質疑を実施します。

ウ 審査観点

実施体制、コンセプト、企画内容、運営体制等を総合的に審査します。

エ 審査基準

審査基準は次のとおりとします。

【審査基準】

審査項目	評価の視点	配点	傾斜
コンセプト	仕様書で示した鳥獣被害対策に係る研修会事業業務委託の趣旨に沿っているか。	5点	2
企画内容	町村職員が知識や技術を得られるような内容となっているか。	5点	2
	町村職員が鳥獣対策に関する計画の立案、検証、評価等を自らできるような内容となっているか	5点	2

	現場での具体的な対策とその事前分析、検証結果等が習得できる内容になっているか。	5点	2
	独自性、創造性のある企画になっているか。	5点	2
	適切な運営が可能な企画になっているか。	5点	2
運営体制	適切にスタッフが配置されるなど、十分な運営体制となっているか。	5点	2
	十分な業務処理及び調整が可能な体制となっているか。	5点	2
	無理のない業務スケジュールになっているか。	5点	2
過去の実績	当該業務の円滑な実施が期待できる過去の十分な実績等があるか。	5点	1
実現性	積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	5点	1
合 計		100点満点	

#### 【評価方法】

- ・ 審査項目毎に評価点を付す。
- ・ 評価基準は以下のとおりとする。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

#### 【評価点の算出式】

- ・ 審査委員の合計点数（審査項目毎の点数（配点×傾斜）の合計）

#### （3）通知等

ア 審査の結果は、企画プロポーザル審査会参加者全員に通知します。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。

また、その回答は書面が到達した日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行います。

なお、回答の内容は「請求者の総得点並びに最優秀者名及びその総得点」となります。

#### (4) 契約の締結等

##### ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と組合が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

##### イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約額は委託限度額を超えないものとします。

##### ウ その他

業務委託予定者と組合との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

#### 10 主なスケジュール

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| (1) 企画プロポーザル公募要領の公告                    | 平成30年3月12日(月)                        |
| (2) 企画プロポーザル質問受付期間                     | 平成30年3月12日(月)<br>～平成30年3月20日(火)17時まで |
| (3) 企画プロポーザル質問回答                       | 平成30年3月22日(木)                        |
| (4) 企画プロポーザル参加届出書の提出期間                 | 平成30年3月12日(月)<br>～平成30年3月28日(水)17時まで |
| (5) 企画提案書等の提出期限                        | 平成30年4月4日(水)17時まで                    |
| (6) 企画プロポーザル審査会の開催通知<br>(失格又は無効の有無を含む) | 平成30年4月6日(金)                         |
| (7) 企画プロポーザル審査会                        | 平成30年4月11日(水)                        |
| (8) 企画プロポーザル審査結果の通知                    | 平成30年4月中旬                            |
| (9) 契約締結、業務開始                          | 平成30年4月中旬                            |

#### 11 問合せ先及び関係書類の提出先

〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜553-1

双葉地方広域市町村圏組合 復興推進課 山口

電話：0240-22-3333 E-mail: fukko\_s@futaba-koiki.jp